

市16-11  
軒天井コンクリート被覆工事

仕 様 書

1. (総 則)

この工事は、千葉市の橋梁補修特記仕様書によるほか、添付図に基づき施工すること。また、下記の法・規則についても十分に内容を把握して施工すること。

(1) 千葉都市モノレール運転取扱心得及び運転関係規程 (線路閉鎖取扱規程)  
(災害対策基準)  
(構造基準)

(2) 騒音規制法  
(3) 振動規制法  
(4) 労働安全衛生法

2. (工事範囲)

この工事の施工範囲は別添図とする。

3. (施工計画書)

この工事の施工に先立ち施工計画書を作成し、工事監督員の承諾を受けること。

4. (剥落防止仕様)

コンクリート剥落防止工事に使用する材料は、下表によることとし、使用する材料については工事監督員の承諾を受けること。

(1) 剥落防止性能

項目	規定機関	試験方法	基準値	備考
耐久性 ひび割れ 抵抗性	NEXCO	試験法 425 (促進耐候性試験 キヤノン法で1200 時間後に評価)	剥落防止の押抜き 試験基準値1.5kN ≦剥落防止の押抜 き試験結果の最低 値×最少保持率(%)	いずれか の試験方 法の基準 値を満足 すること
	NEXCO	試験法 417 JSCE-K511-2007 (促進耐候性試 験：サンシャインカーボ ンアーク法700時間) JIS A 6909：2003 (温冷繰返し試験) JIS A 5600：1999 (耐アルカリ性試験)	白亜化はなく、塗 膜のふくれ・わ れ・はがれのな いこと	
	NEXCO	試験法 417 JSCE-K511-2007 (促進耐候性試 験：サンシャインカーボ ンアーク法700時間)	1mm以下	
中性化阻 止試験	土木学会	JIS A 6909-2003		いずれか の試験方 法の基準 値を満足 すること

附着性	附着強度	NEXCO	試験法 425 (促進耐候性試験 キヤノン法で1200 時間後に評価)	剥落防止の押抜き 試験基準値1.5kN ≦剥落防止の押抜 き試験結果の最低 値×最少保持率(%)	いずれか の試験方 法の基準 値を満足 すること
		NEXCO	試験法 417 JIS A 6909：2003 標準養生 促進耐候性試験後 温冷繰返し試験後 耐アルカリ性試験後	塗膜とコンクリートの付 着強度が1.0N/mm <sup>2</sup> 以 上	
		首都高速	層間附着性試験 標準養生 半水中養生 温冷繰返し養生	附着強度 1.5N/mm <sup>2</sup> 以上	
		土木学会	JSCE-K531-1999 標準養生 半水中養生 温冷繰返し養生	附着強度 1.0N/mm <sup>2</sup> 以上	
剥 落 防 止 性	耐荷性	NEXCO	構造物施工管理要領 (NEXCO)平成21年7月 試験法 424	1.5kN以上	いずれか の試験方 法の基準 値を満足 すること
		首都高速	首都高速道路(株) 橋梁構造物設計要領 コンクリート片剥落防止編 (平成18年8月)		

(2) 施工に先立ち、サンダーケレン・シンナー拭き・ブラシやエアブロー等の方法によりコンクリート面の段差修正やレイタンス・塩分・油脂分等の異物や脆弱層を除去し、施工に適した状態にしなければならない。また、欠損部、鉄筋露出部や漏水がある場合は別途鉄筋防さび、埋め戻しなどの断面修復や止水、導水処理を事前に実施する。

(3) 剥落防止の工法は上記剥落防止性能を満たした塗膜剥落防止工法を使用すること。

(4) 立会検査は、下表に基づき検査を受けること。  
検査一覧表

種 別	内 容	立会検査員
素地調整	目視検査	工事監督員又は指定した者
中塗	〃	〃
上塗	〃	〃
塗料充缶	数量及び検査成績表との適合	〃
塗料空缶	数量確認	〃
竣工検査	目視検査	竣工検査員
検査報告書	出来高調書 塗料検査報告書 出荷証明書 検査成績表 気候状況 工事写真 (2部作成の事)	竣工検査員 (竣工検査時)

5. (諸 届)
  - (1) この工事に伴う諸官署その他への手続きは、請負業者の負担において行うこと。
  - (2) この工事においては、施工管理者(工事管理者)を置かなければならない。なお、施工管理者はあらかじめ経歴書を提出し、工事監督者の承諾を受けなければならない。
  - (3) その他監督員から指示された書類を提出すること。
  
6. (打合せ連絡)
  - (1) この工事の施工については、監督員及び関係個所と打合せ連絡を綿密に行い、列車の運行並びに一般旅客公衆に支障・迷惑を及ぼさないよう工事を進めること。
  - (2) この工事は、モノレールの運行や保守作業と関連するので、お互いに協調し工事工程及び施工順序について十分打合せ、モノレールの運行及び駅業務、保守作業に支障を与えないようにしなければならない。
  
  - (3) 作業中に、構造物の異常等を発見した場合はただちに監督員に連絡すること。
  
7. (事故防止)
  - (1) この工事の施工にあたっては、道路交通法に基づき道路交通の安全を確保すること。
  - (2) 夜間は、十分に照明設備を設け、作業の安全を確保するとともに、旅客公衆に迷惑がようにすること。
  - (3) この工事の施工にあたっては、交通整理員を配置し、事故防止並びに交通に支障を与えない及ぼさないよう万全を期すこと。
  
8. (整理整頓)
 

この工事において、施工現場内は常に整理整頓及び清掃を行い、通行等に支障を与えないようにすること。
  
9. (騒音防止)
  - (1) この工事にあたっては、騒音規制法に抵触しないよう、騒音防止の措置を講じて作業すること。
  - (2) この工事に使用する機械については、低騒音型を使用すること。
  - (3) この工事にあたっては、騒音の出る作業は、駅業務に支障のない時間に行うこと。
  
10. (施工打合せ)
 

この工事の施工にあたっては下記により、工事監督者と十分な打合せを行うこと。

記

- |                |       |       |
|----------------|-------|-------|
| (1) 全体工程       | ----- | 工事監督員 |
| (2) 月間工程(週間工程) | ----- | 工事監督員 |

以 上